

令和3年宇治市民文化芸術祭

応募（郵送・eメールによる受付）

受付期限：7月11日（日）消印有効

実施要項

1. 趣旨・目的

宇治市民文化芸術祭は、市民の自主的で創造的な文化芸術活動の成果の発表を通じて身近に文化に触れることが出来る祭典です。地域や世代を越えた市民相互の交流と「歴史文化都市」宇治の新しい文化創造を目指して開催します。

2. 主催

宇治市 / 宇治市民文化芸術祭実行委員会 / (公財)宇治市文化センター / 宇治市芸術文化協会

3. 会場

宇治市文化会館（大・小ホール） 中央公民館

4. 日程

令和3年10月23日（土） / 24日（日）

* 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催や内容につきまして今後、変更のある場合があります。

5. 種目

展示の部 …… 書道、てまり、手工芸、陶芸、木工芸など

舞台の部 …… 10月23日（土） 大ホール 合奏、大正琴、バレエ、三曲など
小ホール 日舞

10月24日（日） 大ホール 洋舞
小ホール 吟詠、謡曲、民謡など

6. 参加資格

宇治市内在住・在勤・在学または、市内を拠点に活動する団体やサークル（宇治市民が3分の2以上で構成されていること）。舞台の部は5人以上を原則とします。

7. 参加料

展示の部 …… 1人300円。

舞台の部 …… 1人500円。またホール使用料として1団体につき大ホールは5,000円、小ホールは4,000円。

8. 参加条件

展示の部

1人1点を原則としますが、小物の場合は数点を1セットとして出展できます。書道は半切程度・表装が必要です。

代表者は必ず会議に出席していただきます。出席されない場合は参加できないことがあります（代理可）。ただし、代理は内容を十分理解し、かつ責任のある方に限ります。

展示作品搬入は会期の前日、搬出は会期の最終日です。出展者が各自責任を持って搬入を行ってください。会場の設営、撤収などの運営にも参画していただきます。

舞台の部

1 団体で確保できる出演枠は 1 つです(参加料を 2 団体分支払っても 2 つの出演枠は確保できません)。

各団体の代表者は会議に必ず出席していただきます。出席されない場合は参加できないことがあります(代理可)。ただし、代理は内容を十分理解し、かつ責任のある方に限ります。

受付、司会等その他の運営にも参画していただきます。

申込み団体数が多い場合、抽選等で出演団体を決定する可能性があります。

出演日・出演時間・出演ホールなどは、参加数等の状況を考慮して決定します。

9. お茶席・フリーマーケットについて

コロナ感染症対策として令和 3 年度のお茶席及びフリーマーケットは中止します。

10. 参加事業

< 趣旨 >

市民文化芸術祭参加事業は、自主的な文化事業を支援するために、各種目の文化団体などが自主的に企画運営し、開催する事業を市民文化芸術祭の一環として位置付け、支援するものです。

< 対象期間 >

年間を通して対象とします。

< 対象事業 >

市民文化芸術祭に参加資格のある団体が本事業の趣旨に即して開催するもの。

ただし、個々のサークルやグループの日常的な活動に類するものは除き、流派や習熟度合いを越えて広範な宇治市民の文化芸術活動を包括する内容であることが必要です。

< 開催にかかる条件 >

主催者は実施する団体となります。

事業の名称に「宇治市民文化芸術祭参加事業」の冠をつけてください。

特定の流派名や個人名を冠することは出来ません。

会場は市内の施設に限ります。

市民文化芸術祭の展示の部、舞台の部への掛け持ちの参加は出来ません。

< 事業助成内容 >

対象事業は市民文化芸術祭の一環として広報されるほか、実行委員会から別に定める助成金などを受け取ることが出来ます。

< 事業例(令和 2 年度) >

- ・ 宇治市民絵画展 (主催 宇治市民絵画展実行委員会)